

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行場所	履行日	備 考
来場者誘導等役務外2件	航空自衛隊岐阜基地及び基地周辺	令和8年11月22日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年9月17日(木) 10:00

3 適用する契約条項(航空自衛隊標準契約条項 役務供給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外))を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。
(6) 警備業法に定める都道府県公安委員会の認定を受けている者

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

- (1) 入札保証金：予決令第77条第2号により免除
(2) 契約保証金：予決令第100条の3第3号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。

7 決定方法 総額決定(予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。)

8 契約方法 確定契約

9 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 説明会 無

11 契約(請) 書作成の有無 有

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年9月16日(水)17時 まで到達しない場合は無効とする。
なお、1回目の入札が不調となった場合は、2回目以降の入札では「辞退」扱いになるため承知されたい。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写し及び都道府県公安委員会が発行した認定証等の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel 058-382-1101 内線2915) 担当 藤原(ふじわら) まで。

入 札 書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年9月17日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

印

記

履行日	令和8年11月22日	履行場所			航空自衛隊岐阜基地及び基地周辺	
品名（件名）	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
来場者誘導等役務外 2件	仕様書のとおり	式	1			税抜
	ー以下余白ー					

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

委任状

令和8年9月17日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)

住 所

社 名

代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 件名 | 来場者誘導等役務外2件 |
| 2 履行日 | 令和8年11月22日 |
| 3 納地（履行場所） | 航空自衛隊岐阜基地及び基地周辺 |

(代理人)

住 所

氏 名

代理人使用印鑑

入札資料送付

業者各位 殿

〒504-8701
岐阜県各務原市那加官有地
航空自衛隊岐阜基地第2補給処業務部
会計課契約班 担当: 藤原
TEL: 058-382-1101 (内線2915)
FAX: 058-382-1101 (内線5961 #)
メール: FUJIWARAc1c@inet.aci.mod.go.jp
↑ 数字の1

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、お手数ですが入札参加の有無等をご記入の上FAXにて返信をお願いします。

件名 : 来場者誘導等役務外2件
履行日 : 令和8年11月22日
履行場所 : 航空自衛隊岐阜基地及び基地周辺
入札日時 : 令和8年9月17日 (木) 10:00
入札実施場所 : 岐阜県各務原市那加官有地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
参加資格 : 公告記載のとおり
その他 : ※ 参加の有無等下記事項を記入の上、FAXにて返信してください。
※ 資格通知書の写し及び警備業法の写しをFAX又はメールにより提出して下さい。
市場価格調査表 : 提出期限: 令和8年9月11日(金) 1200までに
仕様書の担当者 : 来場者誘導役務: (TEL 058-382-1101 内線2564) 担当 米田
手荷物検査役務 (TEL 058-382-1101 内線2929) 担当 生駒
エブロン地区の禁止事項案内誘導役務 (TEL 058-382-1101 内線3405) 担当 鷺野
参加の有無 有 ・ 無

参加方法 郵便入札 ・ 当日参加

辞退理由

業者名

連絡先

担当者名

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	来場者誘導等役務	2補保－L P S－X 3	
		承 認	令和 8 年 7 月 2 4 日
		作 成	令和 8 年 7 月 2 4 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第 2 補給処保管部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊岐阜基地航空祭開催時における来場者の誘導及び安全確保、来場車両の誘導、駐車場の管理に関する業務の委託（以下「委託業務」という。）について適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語は、次のとおりである。

- a) 検査官 契約担当官が、委託業務について検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。
- b) 監督官 契約担当官が、委託業務について監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。
- c) 検査官等 検査官及び監督官をいう。

1.3 引用法令等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

航空自衛隊岐阜基地航空祭開催に伴い、次の事項を行う。

- a) 来場者の誘導及び安全確保に関すること。
- b) 来場車両の誘導（航空宇宙博物館駐車場を含む。）に関すること。
- c) 駐車場の管理に関すること。
- d) 基地外の歩行者の誘導及び安全確保に関すること。

2.2 一般事項

a) 実施日時

航空祭当日 5：20～16：00 及び 5：20～17：30

件 名	来場者誘導等役務
-----	----------

b) 区域数等

101ポスト(1ポストに常時1名)を基準とし,各要員に対して所要の説明を実施した後,それぞれの開始時刻までに移動及び配置を完了させる。

c) 役務履行場所及び配置要員等

- 1) 基地内,基地周辺道路及び駐車場等に配置することを基準とする。細部については,別紙によるほか調整会議において示す。
- 2) 別紙において,警備業法に基づき必要な区域に必要な雑踏警備業務及び交通誘導警備業務資格保有者を必要数配置する。
- 3) 警備業法に規定された警備教育を受講済みの要員とする。
- 4) 休憩等に必要な要員を確保する。

d) 委託業務に使用する服装及び装備品

委託業務実施にあたっては,統一された服装を着用するとともに,誘導灯及び無線機等,委託業務に必要な各種資器材等は契約相手方が準備する。

e) 警備計画書及び名簿の提出等

契約相手方は,配置ポスト及び時間に対する配置要員が示された警備計画書並びに配置する要員(交代要員を含む。)の氏名及び必要な資格が記載された名簿に資格保有者の合格証明書の写しを添付して契約担当官に提出する。この際,名簿については,役務終了後,個人情報保護の観点から官側の責において確実に廃棄する。

f) 調整会議

契約相手方は,契約締結後から航空祭開催日までの間,官側が実施する調整会議に参加するものとする。

g) 事前教育

契約相手方は,航空祭開催日以前に,要員に対し委託業務の実施要領を教育するものとする。

h) 報告及び情報提供

次の事項を認めた場合,必要な措置を行うとともに,官側が示す報告先に報告するものとする。細部については,調整会議において示す。

- 1) 駐車場及び基地周辺道路等における不審車(者)並びに不審物
- 2) 駐車場及び基地周辺道路等における交通事故並びに混雑
- 3) 遺失及び拾得物

i) 救護

傷病者を発見した際は,一時的保護を行った上で直ちに官側が示す報告先に報告するとともに,周囲の安全確保等の必要な措置を実施するものとする。細部については,調整会議において示す。

件 名	来場者誘導等役務
-----	----------

3 損害賠償

委託業務の履行にあたり、契約相手方の責に帰すべき事由により発生した第三者又は官側への損害については、契約相手方がその損害を賠償する。

4 監督・検査

契約担当官が指名する検査官等が、本仕様書に示す役務内容について、その履行状況を確認する。また、適時監督官の確認においては、事前に提出された警備計画書及び名簿により、配置された要員及び必要な資格の確認のため、合格証明書を確認する。

5 その他

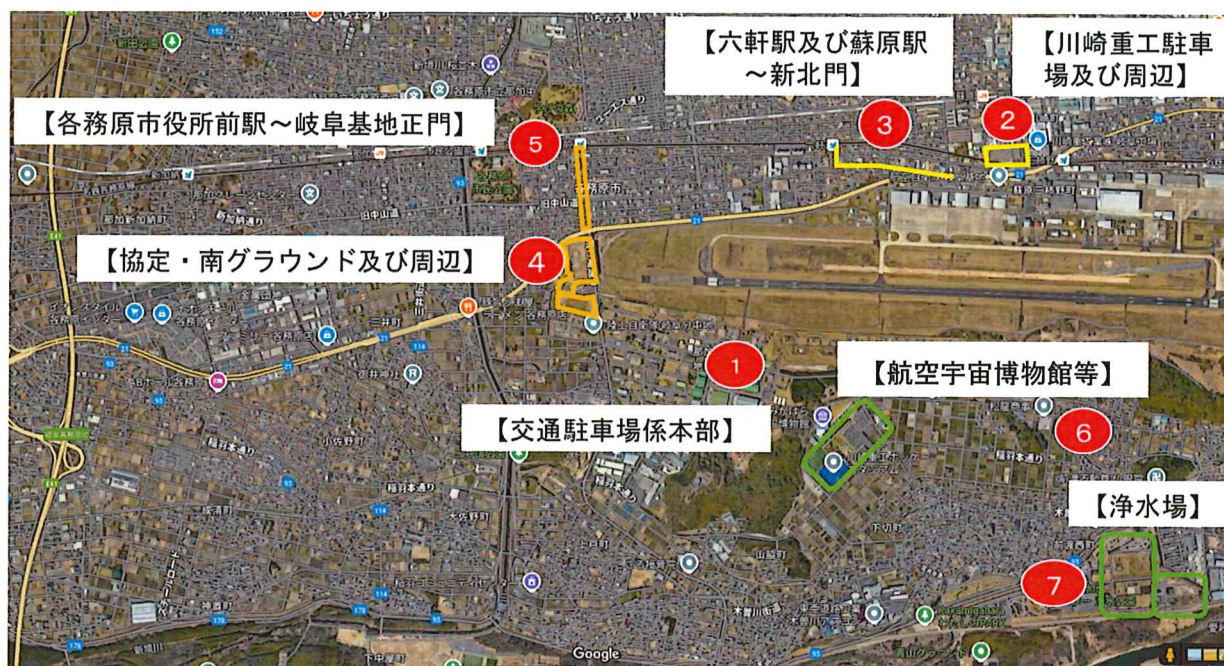
5.1 安全管理

契約相手方は、委託業務の履行にあたり、常に安全管理に留意し、事故を防止するとともに、第三者とのトラブル防止に努めなければならない。

5.2 その他必要な事項

委託業務の履行に関して疑義が生じた場合、監督官の所掌する事項は監督官と、その他契約等に関する事項は、契約担当官と協議するものとする。

役務履行場所及び配置要員（基準）



区域	役務履行場所	ポスト		資格保有者数
		5:20～16:00	5:20～17:30	
①	交通駐車場係本部		2	必要な雑踏警備業務 及び交通誘導警備業 務資格保有者
②	川崎重工駐車場	6		
	川崎重工駐車場周辺		1 1	
③	六軒駅及び蘇原駅～ 新北門		1 7	
④	協定グラウンド・南グ ラウンド及び周辺	2 6		
⑤	各務原市役所前駅～ 岐阜基地正門		1 2	
⑥	航空宇宙博物館等	1 9		
⑦	浄水場	8		
小 計		5 9	4 2	必要数
合 計		1 0 1		

注：役務履行場所及び混雑状況により、配置要員に変更が生じる場合がある。

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	手荷物検査役務	2補企－8－2	
		承 認	令和8年 7月31日
		作 成	令和8年 7月31日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第2補給処企画課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊岐阜基地航空祭開催時における来場者に対する手荷物検査及び人員集計に関する業務の委託（以下「委託業務」という。）について適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語は、次のとおりである。

- 検査官 契約担当官が、委託業務について検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。
- 監督官 契約担当官が、委託業務について監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。
- 検査官等 検査官及び監督官をいう。

1.3 引用法令等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

- 警備業法（昭和47年法律第117号）
- 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

航空自衛隊岐阜基地航空祭開催に伴い、次の事項を行うものとする。

- 来場者に対する手荷物検査に関すること。
- 来場者数の集計に関すること。
- 来場者の誘導及び安全確保に関すること。

2.2 一般事項

a) 実施日時

航空際当日（細部は調達要領指定書による。）

b) 区域数等

調達要領指定書による。

分類番号：E－10－124

保存期間：5年

保存期間満了時期：2032. 3. 31

作成年度：2026年度

枚 数：2枚

開示判断：開示

品 名	手荷物検査役務
-----	---------

c) 配置ポスト及び要員等

調達要領指定書による。

d) 委託業務に使用する服装及び装備品

調達要領指定書による。

e) 警備計画書及び名簿の提出等

1) 契約相手方は、配置ポスト及び時間に対する配置要員が示された警備計画書並びに配置する要員（予備を含む。）の氏名及び必要な資格が記載された名簿に資格保有者の合格証明書の写しを添付して提出する。この際、名簿及び合格証明書の写しについては、役務終了後、個人情報保護の観点から官側の責において確実に廃棄する。

2) 契約相手方は、労働基準法に基づき、休憩時間を設定する。この際、休憩時の勤務要員については、契約相手方で準備する。

f) 調整会議

契約相手方は、契約締結後から航空祭開催日までの間、官側が実施する調整会議に参加するものとする。

g) 事前教育

契約相手方は、航空祭開催日以前に、要員に対し当該委託業務の実施要領を教育するものとする。

h) 報告及び情報提供

調達要領指定書による。

i) 救護

駐車場及び基地周辺道路等において傷病者を発見した際は、一時的保護を行った上で直ちに官側が示す連絡先に連絡するとともに、周囲の安全確保等の必要な措置を実施するものとする。細部については、調整会議において示す。

3 損害賠償

本役務の履行にあたり、契約相手方の責に帰すべき事由により発生した第三者又は官側への損害については、契約相手方がその損害を賠償する。

4 監督・検査

契約担当官の定める監督・検査事務要領によるものとする。また、適時監督官の確認においては、事前に提出された警備計画書及び名簿により、配置された要員及び必要な資格の確認のため、合格証明書を確認する。

5 その他

5.1 安全管理

契約相手方は、本役務の履行にあたり、常に安全管理に留意し、事故を防止するとともに、第三者とのトラブル防止に努めなければならない。

5.2 その他必要な事項

本役務の履行に関して疑義が生じた場合、契約担当官と協議するものとする。ただし、軽微なものについては検査官等の指示に従うものとする。

調 達 要 領 指 定 書

2.2 一般事項

a) 実施日時

航空祭当日 05 : 30 ~ 16 : 00

b) 区域数等

- 1) 警備隊本部は2ポスト、手荷物検査場は05 : 30 ~ 10 : 00の間は100ポスト、10 : 00 ~ 16 : 00の間は58ポストを基準とし1ポストに常時1名を配置する。各要員に対して所要の説明を実施した後、それぞれの開始時刻までに移動及び配置を完了させるものとする。
- 2) 各要員が勤務場所まで移動することが困難な場合は、官側が各要員の送迎を支援する。

c) 配置ポスト及び要員等

- 1) 手荷物検査場を統制する統括管理者及び手荷物検査要員との連絡を統制する連絡統制責任者各1名を官側の指定した場所に配置するものとする。
- 2) 手荷物検査要員は、基地内に設置した、手荷物検査場に配置することを基準とし、警備業法に規定された警備教育を受講済みの要員とする。配置ポストの細部については、別紙第1によるほか調整会議において示す。
- 3) 統括管理者は、雑踏警備業務検定1級を保持する者を配置するものとする。別紙に示す区域には、雑踏警備業務検定2級を保持する者を各1名配置するものとする。
- 4) 各要員の細部業務内容は、別紙第2のとおりとする。

d) 委託業務に使用する服装及び装備品

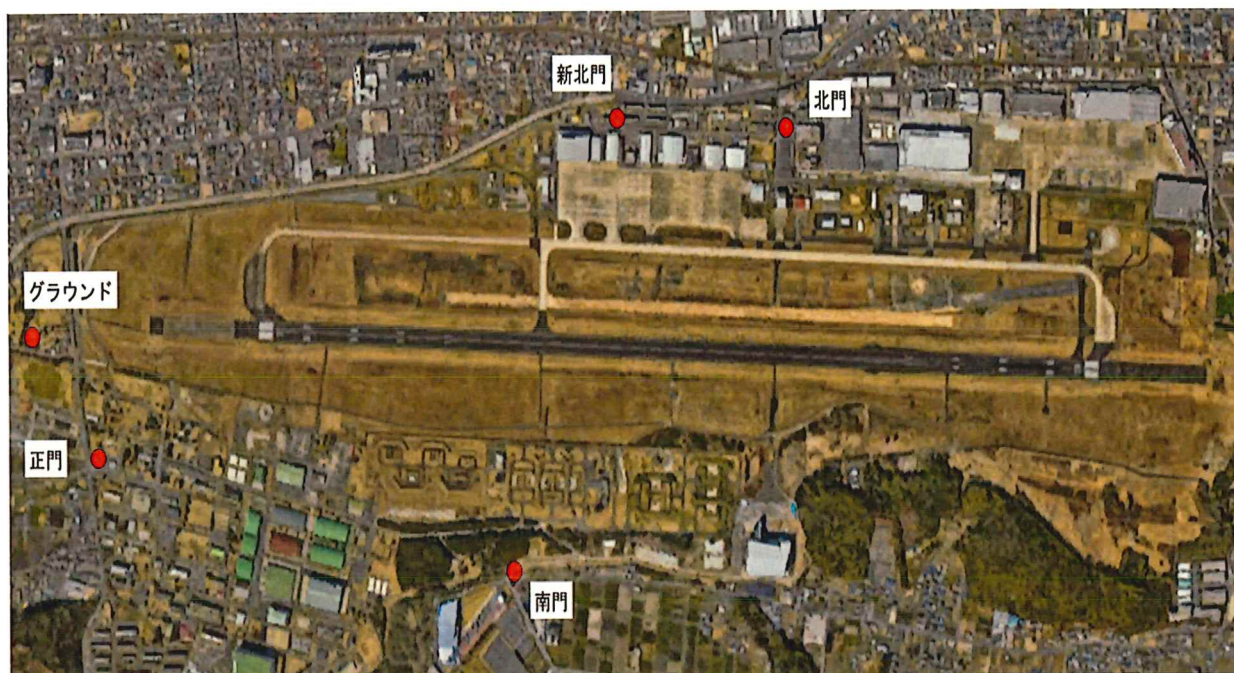
委託業務実施にあたっては、統一された服装を着用するとともに無線機等、委託業務に必要な各種資器材等は契約相手方が準備するものとする。

h) 報告及び情報提供

次の事項を認めた場合、必要な措置を行うとともに、官側が示す報告先に報告するものとする。細部については、調整会議において示す。

- 1) 駐車場及び基地周辺道路等における不審車（者）並びに不審物
- 2) 駐車場及び基地周辺道路等における交通事故並びに混雑
- 3) 遺失及び拾得物

配置ポスト及び配置人員（基準）



要員	配置ポスト	配置人員		資格保有者 (内数)
		05:30 ～10:00	10:00 ～16:00	
統括管理者	警備隊本部	1	1	1級1名
連絡統制責任者	警備隊本部	1	1	
手荷物検査要員	北門	60	30	2級1名
	新北門	20	10	2級1名
	正門	12	10	2級1名
	南門	6	6	
	グラウンド	2	2	
合 計		102	60	1級1名 2級3名

注：役務履行場所及び当日の混雑状況により、配置人員に変更が生じる場合がある。

細部業務内容

要員	業務内容
統括管理者	1 手荷物検査要員の全般統制 2 監督官との調整 3 勤務計画書の作成 4 その他、監督官からの指示の履行及び各手荷物検査場における役務実施状況の確認
連絡統制責任者	1 手荷物検査場に配置された手荷物検査要員との連絡及び調整 2 手荷物検査場の指定時間ごとの入場者数の掌握及び監督官への通知
手荷物検査要員	1 来場者に対する手荷物検査 2 持ち込み禁止品の確認、同意による所有権放棄書手続き及び放棄品の回収管理 3 手荷物検査場周辺における来場者の誘導 4 来場者数の集計 5 14：30～16：00の間は退場者の誘導

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	エプロン地区の禁止事項案内誘導役務	飛実整備役－０８－１	
		承 認	令和７年 ８月 ８日
		作 成	令和７年 ８月 ８日
		改 正	令和８年 ８月 ７日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	飛行開発実験団整備群本部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊岐阜基地航空祭開催時におけるエプロン地区来場者に対するエプロン地区での禁止事項の案内及び誘導等に関する業務の委託（以下「委託業務」という。）について適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語は、次のとおりである。

- 検査官 契約担当官が、委託業務について検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。
- 監督官 契約担当官が、委託業務について監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。
- 検査官等 検査官及び監督官をいう。

1.3 引用法令等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

- 警備業法（昭和４７年法律第１１７号）
- 労働基準法（昭和２２年４月７日法律第４９号）

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

航空自衛隊岐阜基地航空祭開催に伴い、次の事項を行うものとする。

- エプロン地区における来場者に対する禁止事項の案内に関すること。
- 禁止行為を発見した際の注意及び注意に従わない場合の対応に関すること。
- エプロン地区内の通行帯における滞留禁止等の案内誘導に関すること。
- 注意及び対応回数の集計に関すること。
- 来場者の誘導及び安全確保に関すること。

分類番号：E－１０－１２４

保存期間：５年

保存期間満了時期：２０３２．３．３１

作成年度：２０２６年度

枚 数：５枚

開示判断：開示

品 名	エプロン地区の禁止事項案内誘導役務
-----	-------------------

2.2 一般事項

a) 実施日時

航空祭当日 05:00～16:00

b) 区域及び人員配置

- 1) エプロン地区内を通行帯と4つの巡回エリアに区分し、1個巡回エリアに常時4名を配置する。
- 2) エプロン地区内の通行帯に常時8名を配置する。
- 3) 上記のほか、案内誘導本部に常時2名を配置する。

c) 要員及び役割

- 1) エプロン地区の各巡回エリアの案内誘導要員4名はエリア内を巡回し、2.1 役務内容に示す事項を実施するものとする。
- 2) エプロン地区の通行帯の案内誘導要員8名は、来場者に対し、通行帯における滞留禁止等、2.1 役務内容に示す事項を実施するものとする。
- 3) 案内誘導本部の2名は統括管理者及び連絡統制責任者とし、監督官の指示を受け、上記の要員を指揮するものとする。
- 4) エプロン地区の通行帯及び各エリア区分は、別紙第1を基準とし、細部は調整会議において示す。
- 5) 各要員の細部業務内容は、別紙第2のとおりとする。

d) 委託業務に使用する服装及び資器材

- 1) エプロン地区内の各巡回エリアの4名のうち1名は、警備服装を着用するものとする。
- 2) エプロン地区内の各エリアの4名のうち3名の要員は、来場者と判別するため、蛍光ベスト等を着用するものとする。
- 3) エプロン地区通行帯の8名のうち、4名は警備服装を着用するものとし、その他4名は来場者と判別するため、蛍光ベスト等を着用するものとする。
- 4) 別紙第1に示すエプロン地区を巡回エリアと通行帯に区分するためのポールパーテーション及びロープ等を契約相手方が準備、設置するものとし、設置したポール等は水等重りを使用する等転倒防止を図るものとする。
- 5) 通行帯のポールパーテーション及びロープ等に滞留禁止の旨を掲示するものとする。
- 6) 巡回エリア入口及びエプロン地区出入通路に拡声器（録音再生機能含む）及び官側が準備した看板を設置し、禁止事項を来場者に繰り返し案内するものとする。
- 7) 服装、無線機、拡声器（録音再生機能含む）等委託業務に必要な各種資器材等は別紙第1を基準に契約相手方が準備するものとする。
- 8) 無線機、ポールパーテーション、ロープ、拡声器等資器材を事前に岐阜基地に搬入する必要がある場合は、航空祭前日13:00～17:00の間に搬入するものとする。
- 9) 航空祭終了以降、順次、設置したポールパーテーション、ロープ等資器材を撤収するものとする。ただし、航空祭当日17:00までに撤収できない場合は、

品 名	エプロン地区の禁止事項案内誘導役務
-----	-------------------

監督官と調整のうえ、航空祭翌平日までの間、官側の支援を受けて岐阜基地内に保管できるものとする。

e) 案内誘導計画書及び名簿の提出等

- 1) 契約相手方は契約締結後、速やかにエプロン地区の各巡回エリア及び通行帯に対する配置要員が示された案内誘導計画書及び名簿を提出する。役務終了後、個人情報保護の観点から官側の責において確実に廃棄する。
- 2) 契約相手方は、労働基準法に基づき、労働時間が8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を、労働時間が6時間を超えて8時間以内までの場合は少なくとも45分の休憩をそれぞれ含むものとする。この際、休憩時の勤務要員については、契約相手方で準備する。

f) 調整会議

契約相手方は、契約締結後から航空祭開催日までの間、官側が実施する調整会議に参加するものとする。

g) 事前教育

契約相手方は、航空祭開催日以前に、要員に対し当該委託業務の実施要領を教育するものとする。

h) 報告及び情報提供

遺失及び拾得物を認めた場合、必要な措置を行うとともに、官側が示す報告先に報告するものとする。細部は、調整会議において示す。

i) 救護

傷病者を発見した際は、一時的保護を行った上で直ちに官側が示す連絡先に連絡するとともに、周囲の安全確保等の必要な措置を実施するものとする。細部は、調整会議において示す。

3 損害賠償

本役務の履行にあたり、契約相手方の責に帰すべき事由により発生した第三者又は官側への損害については、契約相手方がその損害を賠償する。

4 監督・検査

官側の定める監督・検査事務要領によるものとする。その際、事前に提出された案内誘導計画書及び名簿により、役務履行状況を適宜確認する。

5 その他

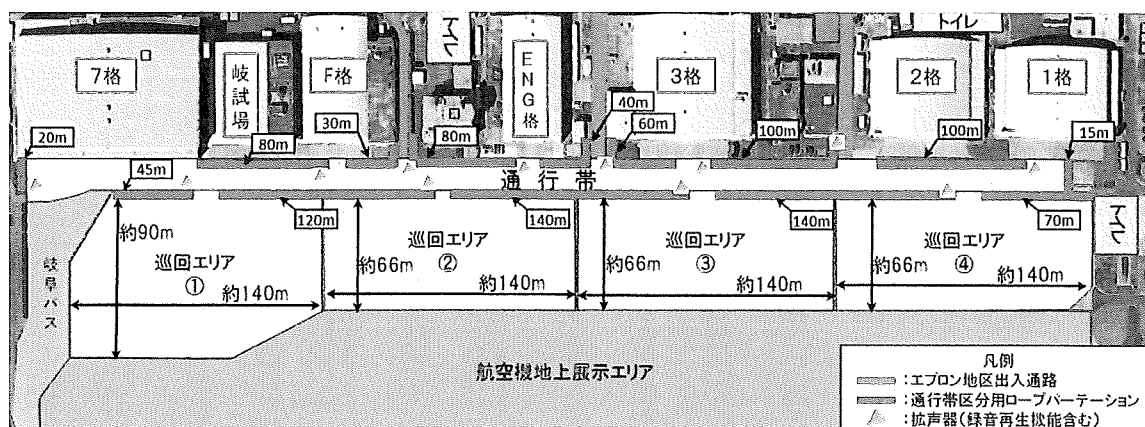
5.1 安全管理

契約相手方は、本役務の履行にあたり、常に安全管理に留意し、事故を防止するとともに、第三者とのトラブル防止に努めなければならない。

5.2 その他必要な事項

本役務の履行に関して疑義が生じた場合、監督官の所掌する事項は監督官と、その他契約に関する事項は契約担当官と協議するものとする。

エプロン地区の出入口及び通行帯並びにエリア区分図（基準）



配置人員数（基準）

要員	配置	配置人員	服装	備考
		5 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0		
統括管理者	案内誘導本部	1 名		雑踏警備 1 級 または 2 級
連絡統制責任者	案内誘導本部	1 名		
案内誘導要員	通行帯	4 名	蛍光ベスト等	
		4 名	警備服装	
	巡回エリア (①～④)	各 1 名	警備服装	
		各 3 名	蛍光ベスト等	
合 計		2 6 名		

注：役務履行場所及び当日の混雑状況により、配置人員に変更が生じる場合がある。

契約相手方が準備する資器材等（基準）

No.	配置	数量	備考
1	無線機	必要数	
2	ポールパーテーション等 (転倒防止の重りを含む)	300 本	全体 1040m の 4m 間隔で設置を 基準として 260 本及び予備 40 本を含む
3	ロープ等	50m×5 本	
4		100m×6 本	
5		150m×3 本	
6	拡声器 (録音再生機能含む)	1 2 個	通行帯設置用
		必要数	案内誘導要員用
7	通行帯滞留禁止案内掲示物	必要数	

細部業務内容

要員	業務内容
統括管理者	1 案内誘導要員の全般統制 2 監督官との調整 3 勤務計画書の作成 4 その他、監督官からの指示の履行及びエプロン地区における役務実施状況の確認
連絡統制責任者	エプロン地区に配置された案内誘導要員との連絡及び調整
案内誘導要員	1 エプロン地区内における禁止事項の案内 2 エプロン地区内の巡回、禁止行為の検索 3 禁止行為に対する注意の実施及び注意に従わない場合の対応 4 エプロン地区内の通行帯における立ち止まり禁止等の案内誘導 5 14:30～16:00の間は退場者の誘導 6 資器材（ポールパーテーション、ロープ、拡声器、看板等）の設置及び撤収